

# 様式 1 公表されるべき事項

## 独立行政法人工業所有権情報・研修館(法人番号5010005005427)の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人は、産業財産権に関する情報の提供、中小・ベンチャー企業等からの知的財産に関する相談対応及び各種支援、大学・研究機関等の知的財産マネジメントに関する専門人材の派遣、審査審判資料の収集・保管、民間企業・行政機関等の知的財産関連人材の育成、特許庁審査・審判官等の研修等、知的財産に関する多岐にわたる事業を特許庁と連携して実施している。役員報酬水準を検討するにあたり、比較的同等と認められる類似事業を実施している独立行政法人等(下記①、②)のほか、国家公務員指定職(下記③)の給与水準を参考にした。

- ① 中小企業基盤整備機構 当該法人は、同じ独立行政法人として中小企業に対する支援、人材育成といった事業を実施している(常勤職員数:約750人)。公表資料によれば、令和元年度の理事長の年間報酬額は19,228,000円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、約21,336,000円と推定される。同様の考え方により、理事については約15,844,000円、監事(非常勤)については約2,750,000円と推定される。
- ② 情報処理推進機構 当該法人は、同じ独立行政法人として情報処理システム関連情報の収集・分析及びその知見の共有・普及またIT人材の育成といった事業を実施している(常勤職員数:約240人)。公表資料によれば、令和元年度の理事長の年間報酬額は21,673,000円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、約21,611,000円と推定される。同様の考え方により、理事については約17,712,000円、監事(非常勤)については約4,800,000円と推定される。
- ③ 国家公務員(指定職)の年間報酬額 指定職5号俸約19,220,000円、指定職2号俸約15,157,000円(国家公務員給与法より算出)。

##### ② 令和2年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

経済産業大臣からの業務の実績に関する評価結果に基づき、業績給として令和元年度において在籍した役員に対して、基本俸給に次の支給割合を乗じて得た額を支給する。

S評価	100分の10	C評価	100分の2.5
A評価	100分の7.5	D評価	100分の0
B評価	100分の5		

##### ③ 役員報酬基準の内容及び令和2年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額、期末手当及び業績給から構成されている。月額については、独立行政法人工業所有権情報・研修館役員報酬規程に則り、本給(965,000円)に地域手当(193,000円)を加算して算出している。期末手当についても、独立行政法人工業所有権情報・研修館役員報酬規程に則り、期末手当基準額(本給+地域手当+(本給+地域手当)×100分の20+本給×100分の25)に6月に支給する場合においては100分の150.75、12月に支給する場合においては100分の145.75を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。また業績給については経済産業大臣からの業務の実績に関する評価結果に基づき、業績給として令和元年度において在籍した役員に対して、基本俸給に支給割合を乗じて得た額を支給する。

<令和2年度における改定>

○人事院勧告に準じた改定

- ・期末手当の乗じる率を100分の5引下げ

理事

役員報酬支給基準は、月額、期末手当及び業績給から構成されている。月額については、独立行政法人工業所有権情報・研修館役員報酬規程に則り、本給（761,000円）に地域手当（152,200円）を加算して算出している。期末手当についても、独立行政法人工業所有権情報・研修館役員報酬規程に則り、期末手当基準額（本給+地域手当+（本給+地域手当）×100分の20+本給×100分の25）に6月に支給する場合には100分の150.75、12月に支給する場合には100分の145.75を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。また業績給については経済産業大臣からの業務の実績に関する評価結果に基づき、業績給として令和元年度において在籍した役員に対して、基本俸給に支給割合を乗じて得た額を支給する。  
 <令和2年度における改定>  
 ○人事院勧告に準じた改定  
 ・期末手当の乗じる率を100分の5引下げ

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は、月額のみ構成となっている。月額については、独立行政法人工業所有権情報・研修館役員報酬規程に則り、本給（131,000円）となっている。  
 なお、令和2年度は給与等の改定はなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和2年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	19,666	11,580	5,691	2,316 (地域手当) 79 (通勤手当)	平成31年4月1日		
理事	15,589	9,132	4,555	1,826 (地域手当) 75 (通勤手当)		令和3年3月31日	◇
A監事 (非常勤)	1,572	1,572		( )			
B監事 (非常勤)	報酬辞退			( )			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

##### 法人の長

現在政府では、産業の競争力強化及び国民生活の向上のため知的財産を強みとし、「知的創造サイクル」の基盤確立による「知財立国」の推進を掲げている。

そういった中、当法人はパリ条約上設置が義務づけられている「中央資料館」としての公報閲覧業務、特許庁の相談窓口業務、特許公報等の産業財産権情報の提供、審査・審判に不可欠な資料の整備、知的財産情報の高度活用による権利化の推進、知的財産関連人材の育成等産業財産権制度に必要な不可欠な基盤的業務を広範に行っている。そのため、理事長は法人の長として業務を遂行する高度なマネジメント能力及び幅広い知見が必要であり、それをもって適切な内部統制の下で組織全体の適正な運営を行う責務を負っている。一方で、そのような条件を満たす人材を登用するためには、関連のある事業を行う他機関と同程度の待遇をする必要がある。

理事長の報酬を当法人の実施する事業と関連する分野の国内3機関（公表されている資料で入手できた独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人情報処理振興機構、国立大学法人東京工業大学）の理事長の平均報酬（約20,965,000円）との比較においても、その報酬水準は妥当なものであると考えられる。

##### 理事

上記法人の長で記載の当法人の業務を遂行する上で、理事として高度なマネジメント能力及び幅広い知見が必要であり、それをもって法人の長を補佐する責務を担っている。一方で、そのような条件を満たす人材を登用するためには、関連のある事業を行う他機関と同程度の待遇をする必要がある。

理事の報酬を理事長と同様に当法人の実施する事業と関連する分野の国内3機関（公表されている資料で入手できた独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人情報処理振興機構、国立大学法人東京工業大学）の理事の平均報酬（約16,764,000円）との比較においても、その報酬水準は妥当なものであると考えられる。

##### 理事(非常勤)

該当者なし

##### 監事

該当者なし

##### 監事(非常勤)

当法人が遂行する知財に関する多岐にわたる業務を監査するためには、監査を行う高い専門能力、幅広い知見及び経験による判断力等が必要である。一方で、そのような条件を満たす人材を登用するためには、当法人の実施する事業と関連のある機関と同程度の待遇を与える必要がある。

監事（非常勤）の報酬を理事長と同様に当法人の実施する事業と関連する分野の国内3機関（公表されている資料で入手できた独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人情報処理振興機構、国立大学法人東京工業大学）の監事（非常勤）の平均報酬（約1,953,000円）と比較して、その報酬水準は妥当なものであると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

INPITは、①パリ条約上設置が義務づけられている「中央資料館」としての公報閲覧業務、②特許庁への手続者に対する相談窓口業務、③特許公報等の産業財産権情報の提供、④審査・審判に不可欠な資料の整備等の業務、⑤知的財産情報の高度活用による権利化の推進、⑥知的財産関連人材の育成等の業務を広範に行っており、業務を遂行する高いマネジメント能力や幅広い知見が求められ、役員にはそれに見合った適切な処遇が必要である。また、役員報酬には経済産業大臣による業務実績評価が反映される仕組みとなっており、今回の報酬額についても、その結果を反映したものであり適正であると認める。

INPITにおいては、報酬等の支払いの基準について、国家公務員・民間企業の報酬・給与等を考慮するなど、適正確保に向けた取組を行っており、経済産業省としてもそうした取り組みを促しつつ、支払水準の適正性について注視していく。

4 役員退職手当の支給状況(令和2年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事	該当者なし					
監事A (非常勤)	該当者なし					
監事B (非常勤)	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

## 6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

経済産業大臣からの業務の実績に関する評価結果に基づき、業績給として令和元年度において在籍した役員に対して、基本俸給に次の支給割合を乗じて得た額を支給する。

S評価	100分の10	C評価	100分の2.5
-----	---------	-----	----------

A評価	100分の7.5	D評価	100分の0
-----	----------	-----	--------

B評価	100分の5		
-----	--------	--	--

業績給については、今後も、経済産業大臣からの業績評価結果に基づき、継続していく。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

独立行政法人通則法第50条の10を基本として、職員の勤務成績を考慮し、社会一般情勢（人事院勧告等）に適合するよう給与水準を決定している。当法人職員の給与については、国家公務員の俸給、諸手当等に準拠することとしている。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

人事評価における業績評価・能力評価の評価結果で、賞与における勤勉手当及び俸給月額（昇給）に反映させる。

#### ③ 給与制度の内容及び令和2年度における主な改定内容

独立行政法人工業所有権情報・研修館職員給与規程に則り、俸給及び諸手当（職責手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、業務調整手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当）としている。

期末手当については、期末手当基礎額（俸給＋扶養手当＋地域手当）に6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額（俸給＋地域手当）に勤勉手当の支給実施要領に定める基準に従って定めた割合を乗じて得た額としている。

<令和2年度における改定>

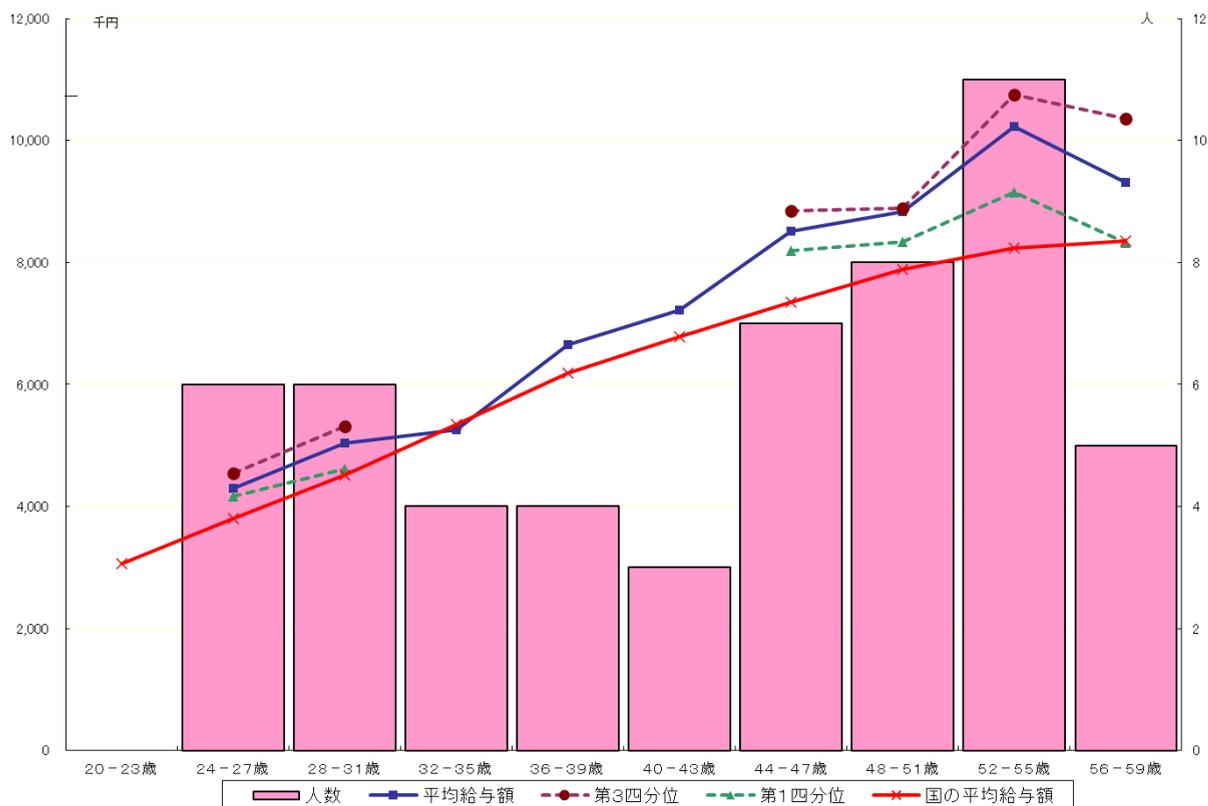
- 人事院勧告に準じた改定
- ・期末手当の乗じる率を100分の5引下げ

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和2年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
			千円	千円	千円	千円
常勤職員	54人	43.7歳	7,872	5,770	195	2,102
事務・技術	54人	43.7歳	7,872	5,770	195	2,102
非常勤職員	43人	58.4歳	6,931	6,518	194	413
事務・技術	43人	58.4歳	6,931	6,518	194	413

## ② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:年齢32-35歳、36-39歳、40-43歳の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから「第1、3四分位」は表示していない。

## ③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
部長代理	17	49.0	8,900	9,780～8,187
本部係長	14	39.6	6,509	8,199～5,279
本部係員	11	28.3	4,452	4,817～3,848

## ④ 賞与(令和2年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		49.7	47.3	48.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		50.3	52.7	51.5
	最高～最低	50.5～50.0	54.2～51.6	52.4～51.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		57.5	56.3	56.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		42.5	43.7	43.1
	最高～最低	46.9～35.0	46.9～35.0	46.1～38.8

### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### 事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 114.1</li> <li>・年齢・地域勘案 100.3</li> <li>・年齢・学歴勘案 115.5</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 103.2</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>国家公務員との給与水準(年額)の比較指標は年齢勘案で114.1、年齢・学歴勘案で115.5となっており、両者の数値はほぼ同等であることから、学歴勘案による国家公務員との給与水準指数に与える影響は少ないと考えられる。</p> <p>一方、国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、当法人では給与水準比較対象職員の約98%以上が東京都特別区(1級地)で勤務し、その他の職員が大阪府大阪市(2級地)で勤務しているため、地域手当が対国家公務員指数を引き上げる要因となっている。</p> <p>なお、年齢・地域勘案における国家公務員との比較では100.3となっており、当法人の職員の給与水準は同条件の国家公務員指数と同水準となっている。</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.2%】 (国からの財政支出額 12,164,027千円、支出予算の総額 12,266,123千円: 令和2年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(令和2年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 14.3% (常勤職員数91名中13名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合68.1%(常勤職員数91名中62名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 7.1%】 (支出総額 10,738,056,033円、給与・報酬等支給総額 759,401,122円: 令和2年度決算)</p> <p>【検証結果】 当法人の職員の給与については、国家公務員の給与体系(俸給、諸手当等)に準じている。 「国に比べて給与水準が高くなっている理由」のとおり、年齢・勤務地域を考慮した対国家公務員指数では100.3とほぼ同等であり、適切な水準であると判断できる。</p>
	<p>(主務大臣の検証結果)</p> <p>年齢・地域・学歴を考慮した対国家公務員指数は103.2となっているところ、INPIT職員は、①パリ条約上設置が義務づけられている「中央資料館」としての公報閲覧業務、②特許庁への手続者に対する相談窓口業務、③特許公報等の産業財産権情報の提供、④審査・審判に不可欠な資料の整備等の業務、⑤知的財産情報の高度活用による権利化の推進、⑥知的財産関連人材の育成等の業務を広範に行っており、業務を遂行する高い能力や幅広い知見が求められることから、現在の給与水準は妥当な水準の範囲内であると考えられる。</p> <p>法人は、『行政改革の重要方針』、『国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について』、『一般職の給与に関する法律の改正』など、国の方針にそった取組を実行してきており、法人の給与体系自体は国に準じたものとなっているところ、当省としては、今後ともそうした取組を促しつつ、給与体系・給与水準の適正性について注視していく必要がある。</p>
講ずる措置	<p>「国に比べて給与水準が高くなっている理由」のとおり、当法人は国と同様の給与水準であると認識しており、引き続き、国家公務員に準じた給与改定を行い、給与水準の適正化に取り組む。</p>

#### 4 モデル給与

- 22歳(係員)  
月額 182,200 円 年間給与 2,703,100 円
- 35歳(主査)  
月額 341,700 円 年間給与 5,635,200 円
- 50歳(部長代理)  
月額 523,700 円 年間給与 8,741,500 円

#### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

中期計画及び年度計画に則した組織目標を掲げ、それに基づき個人目標を設定する人事評価制度を導入し、その達成度について業績評価することにより、勤勉手当に反映させる。また、業績評価に加え、職制毎に定めた求められる行動において能力評価を行い、昇給・昇格に反映させる。

### III 総人件費について

区 分	令和2年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 759,401
退職手当支給額 (B)	千円 0
非常勤役職員等給与 (C)	千円 553,936
福利厚生費 (D)	千円 186,480
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,499,817

注: 中期目標管理法及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する(第五期中期目標期間: 令和2年4月1日～令和6年3月31日)。

#### 総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」は、令和元年度804,795千円に対し、令和2年度759,401千円となり45,394千円の減(-6.0%)となった。  
他方、「非常勤役職員等給与」は、令和元年度512,984千円に対し、令和2年度553,936千円となり40,952千円の増(+7.4%)となった。  
これらの主な要因は、当該年度途中の常勤職員の減員、非常勤職員の増員及び同一労働同一賃金の考え方に基づき、人事院勧告に準じた常勤職員の給与変動を踏まえて非常勤職員の給与規程の改定を行ったことによる。

結果として、「最広義人件費」は、令和元年度1,506,314千円に対し、令和2年度は1,499,817千円となり、6,497千円の減(-0.4%)でほぼ前年度並みとなった。

IV その他

〔 特になし 〕